

参 考

近江八幡市契約規則

不当要求の排除

第14条の3 入札参加者及び契約の相手方は、入札過程及び契約の履行に関して、第三者から不当要求があつたときは、速やかに、契約担当者に報告するものとする。

近江八幡市指名停止基準

別表第1(第6条関係)

7 不当要求排除

(1) 入札参加者及び契約の相手方が、当該入札の過程及び契約の履行に関して第三者から不当要求を受けたにもかかわらず報告しなかったとき。

指名停止期間 1～6ヶ月